

長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部事務連絡会議次第

日 時 : 令和4年12月21日 16:00~
場 所 : 県庁3階災害対策本部室・特別会議室

- 1 発生状況の概要と防疫対策本部の対応について
- 2 健康危機管理対策本部の対応について
- 3 食品安全・安心対策本部の対応について
- 4 野鳥に関する対応について
- 5 現地対策本部での対応状況について
- 6 質疑応答

長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部
事務連絡会議資料

【防疫対策本部】

日 時：令和4年12月21日（水）16：00～

場 所：県庁3階特別会議室

取り扱い注意

令和4年12月21日
県北振興局(県北家保)

高病原性鳥インフルエンザ疑い通報について

本日、下記のとおり飼養者から鶏の死亡通報があり、対応中。

記

1 飼養者

2 農場所在地 佐世保市江迎町

3 飼養羽数 採卵鶏 7鶏舎 27,400羽

4 死亡羽数 7号鶏舎で死亡増加
(4,094羽、561日齢)

本日(21日): 16羽
12月20日: 1羽
12月19日: 0羽
1~6号鶏舎に異常なし

過去3週間の1日当たり平均死亡羽数
7号鶏舎1羽

5 対応状況

- (1) 農家通報受理時間: 9:30
- (2) 家保出発時間: 9:40
- (3) 簡易検査判明予定時間: 12:30

【畜産課 畜産課】
(様式3)

取り扱い注意

令和4年12月21日
県北振興局(県北家保)

高病原性鳥インフルエンザ簡易検査の結果について

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、現地で簡易検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 飼 養 者
- 2 農場所在地 佐世保市江迎町
- 3 検査結果 陽性(13羽全羽)
(7号鶏舎 全13羽:死亡鶏11羽、生鶏2羽)
- 4 今後の対応
本日、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施予定です。
結果判明は明日(22日)の予定です。

主要な作業スケジュール

2022/12/21 14:25

経過時間		今回			防疫作業	会議等	
日	時間	月	日	時間			
1	0:00	12	21	9:30	異常通報		
	0:50			10:20		農林部防疫対策本部会議(1回目)	
	3:00	12	21	12:30	簡易検査陽性決定		
	3:15			12:45		【第1回県鳥インフルエンザ総合対策本部会議】	
					プレスリリース(簡易検査陽性決定)		
	5:30			15:00		農林部防疫対策本部会議(2回目)	
	6:30	12	21	16:00		長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部事務連絡会議	
	8:30	12	21	18:00	PCR検査開始		
	18:30	12	22	4:00	PCR検査陽性	農林部防疫対策本部会議(3回目)	
	18:30	12	22	4:00	県本部動員者①(0~8時間)出発		防疫作業開始時刻-移動時間(県庁→集合場所)
					疑似患畜決定		
		農水省と協議後			プレスリリース(疑似患畜決定、制限区域、消毒ポイント)	【定期的に情報共有のための農林部防疫対策本部会議】	
	21:30	12	22	7:00	消毒ポイント設置完了		
	21:30	12	22	7:00	防疫作業開始(殺処分、埋却、消毒P等)		
				9:30		【第2回県鳥インフルエンザ総合対策本部会議】	
					プレスリリース(作業進捗状況)		
				10:30		【鳥インフルエンザ防疫対策会議】	
2	26:30	12	22	12:00	県本部動員者②(8~16時間)出発		※①+8時間
	34:30	12	22	20:00	県本部動員者③(16~24時間)出発		※②+8時間
	42:30	12	23	4:00	県本部動員者④(24~32時間)出発		※③+8時間
4	93:30	12	25	7:00	防疫措置終了(72時間以内)		

【現地→県本部・防疫対策班、消毒ポイント班】

農場名：
飼養羽数：27,400羽
農場所在地：佐世保市江迎町

初動防疫報告票2（制限区域情報1）

報告者所属・氏名 県北家畜保健衛生所
提出日時 12月21日 10時42分

1 制限区域情報(地図情報を添付のこと)
(1) 制限区域内農場数、飼養羽数 (HPAIの場合)

飼養鳥種	飼養規模	移動制限区域 (0~3km) 鶏舎数		搬出制限区域 (3~10km)	
		戸	羽	戸	羽
肉用鶏	100羽以上	戸		3戸	162,000羽
	100羽未満	戸		戸	羽
採卵鶏	100羽以上	1戸	1鶏舎	4戸	2,585羽
	100羽未満	戸		1戸	9羽
採卵育成鶏	100羽以上	戸		戸	羽
	100羽未満	戸		戸	羽
種鶏	100羽以上	戸		戸	羽
	100羽未満	戸		戸	羽
その他 (小学校等 鶏)	100羽以上	戸		戸	羽
	100羽未満	3戸		14戸	327羽
その他 (愛玩 きじ、あひ る)	100羽以上	戸		戸	羽
	100羽未満	1戸		戸	羽
合計	100羽以上	1戸		7戸	164,585羽
	100羽未満	4戸		15戸	336羽

※区域内農場（100羽以上）一覧（農家名、所在地、羽数、家きんの種類）を添付のこと
※LPAIの場合は、移動制限：0~1km、搬出制限1~5km

(2) 家畜関連施設

施設名	所在地	連絡先	0~3km	3~10km

※該当のエリアに○を付してください

農場名 :
飼養羽数 : 27,400羽
農場所在地 : 佐世保市江迎町

初動防疫報告票2 (制限区域情報2)

報告者所属・氏名 県北家畜保健衛生所・
提出日時 12月21日 10時42分

(3) 移動制限区域 (半径3km圏内)

- ・佐世保市 (江迎町飯良坂、江迎町埋立、江迎町梶ノ村、江迎町上川内、江迎町末橋、江迎町中尾、江迎町長坂、江迎町根引、江迎町三浦、鹿町町新深江、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町深江、鹿町町深江瀧) の全域
- ・佐世保市 (江迎町赤坂、江迎町籬尾、江迎町奥川内、江迎町北田、江迎町北平、江迎町栗越、江迎町小川内、江迎町乱橋、鹿町町口ノ里、鹿町町鹿町) の一部
- ・平戸市 (田平町以善免、田平町荻田免、田平町上亀免、田平町小崎免、田平町下寺免、田平町田代免、田平町深月免、田平町古梶免) の一部
- ・松浦市 (御厨町板橋免、御厨町川内免、御厨町普住免) の一部
- ・詳細は、次の図に示す区域のとおり

(4) 搬出制限区域 (半径10km圏内 (移動制限区域を除く))

- ・佐世保市 (吉井町板橋、吉井町大渡、吉井町踊瀬、吉井町草ノ尾、吉井町立石、吉井町直谷、吉井町春明、吉井町福井、吉井町前岳、吉井町吉元、小佐々町岳ノ木場、小佐々町田原、小佐々町平原、江迎町猪調、江迎町志戸氏、江迎町田ノ元、江迎町七腕、鹿町町大屋、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町中野、鹿町町船ノ村) の全域
- ・平戸市 (明の川内町、岩の上町、魚の棚町、浦の町、大野町、大山町、木引田町、紺屋町、崎方町、職人町、新町、築地町、戸石川町、宮の町、田平町一関免、田平町大久保免、田平町小手田免、田平町里免、田平町下亀免、田平町岳崎免、田平町野田免、田平町福崎免、田平町本山免、田平町山内免、田平町横島免) の全域
- ・松浦市 (志佐町池成免、志佐町浦免、志佐町栢木免、志佐町庄野免、志佐町白浜免、志佐町高野免、志佐町西山免、星鹿町北久保免、星鹿町下田免、星鹿町牟田免、御厨町相坂免、御厨町池田免、御厨町大崎免、御厨町上登木免、御厨町狩原免、御厨町北平免、御厨町郭公尾免、御厨町木場免、御厨町小船免、御厨町米ノ山免、御厨町里免、御厨町下登木免、御厨町高野免、御厨町田代免、御厨町立木免、御厨町田原免、御厨町寺ノ尾免、御厨町中野免、御厨町西木場免、御厨町西田免、御厨町前田免、御厨町山根免、御厨町横久保免) の全域
- ・北松浦郡 (佐々町石木場免、佐々町市瀬免、佐々町市場免、佐々町江里免、佐々町大茂免、佐々町皆瀬免、佐々町鴨川免、佐々町栗林免、佐々町神田免、佐々町志方免、佐々町角山免、佐々町中川原免、佐々町野寄免、佐々町羽須和免、佐々町平野免、佐々町古川免、佐々町本田原免、佐々町松瀬免、佐々町八口免) の全域
- ・佐世保市 (江迎町赤坂、江迎町籬尾、江迎町奥川内、江迎町北田、江迎町北平、江迎町栗越、江迎町小川内、江迎町乱橋、鹿町町口ノ里、鹿町町鹿町、世知原町岩谷口、吉井町乙石尾、吉井町梶木場、吉井町下原、吉井町高峰、吉井町田原、吉井町橋川内、小佐々町白ノ浦、小佐々町楠泊、小佐々町黒石、小佐々町葛籬、小佐々町西川内、小佐々町矢岳、鹿町町九十九島、鹿町町長串) の一部
- ・平戸市 (田平町以善免、田平町荻田免、田平町上亀免、田平町小崎免、田平町下寺免、田平町田代免、田平町深月免、田平町古梶免、大久保町、鏡川町、川内町、木引町、中野大久保町、宝亀町、水垂町) の一部
- ・松浦市 (御厨町板橋免、御厨町川内免、御厨町普住免、志佐町赤木免、志佐町里免、志佐町長野免、志佐町笛吹免、志佐町横辺田免、調川町上免、調川町下免、調川町松山田免、星鹿町岳崎免) の一部
- ・北松浦郡 (佐々町沖田免、佐々町口石免、佐々町木場免、佐々町須崎免、佐々町迎木場免) の一部
- ・詳細は、次の図に示す区域のとおり

※各制限区域が分かる地図を添付すること。

農場名：
飼養羽数：30,000羽
農場所在地：佐世保市江迎町

初動防疫報告票3（消毒ポイント）

報告者所属・氏名
提出日時

県北家保
2022/12/21 10:30

No	局No	道路名称	設置場所	設置根拠及び消毒方法	交通誘導警備員数	道路占有許可状況	現地確認状況
1	県北27	国道204号	平戸市田平町深月免518-1、519-2、521-2（道の駅昆虫の里たびら駐車場）	半径3km地点噴霧消毒	0	未	
2	県北37	国道204号 国道204号	松浦バイパスパーキング（松浦臨海グラウンド前）	半径10km地点噴霧消毒	0	未	
3	県北23	国道204号 国道204号	佐世保市江迎地区文化会館インフィニタス	半径10km地点噴霧消毒	0	未	
4	県北43	町道、県道227・139・18号	佐々IC出口付近国交省敷地	半径10km地点噴霧消毒	1	未	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							

※消毒ポイント設置場所（ポイントNo記載）した地図を添付のこと。
 ※選定場所が分かるような住所、目印、詳細地図を添付のこと。
 ※全ての消毒ポイントの現地確認終了後、本報告票を再度提出すること。

・畜産関係車両のルート確認状況：確認済み

3

初動防疫報告票4（防疫作業従事者必要人員数）

農場名：〃
飼養羽数：27,400羽
農場所在地：佐世保市江迎町

- 1：埋却地の農場敷地内
- 2：埋却地 ##
- 3：埋却地の農場敷地外であるが、農場近隣のためテント不要

報告者所属・氏名 県北家保
提出日時 12月21日 10時46分

(1) 発生農場防疫作業

日	発生農場作業										防疫員 一般	防疫員 獣医師	防疫員 一般	防疫員 獣医師	防疫員 一般	防疫員 獣医師	防疫員 一般	防疫員 獣医師	8時間毎				24時間毎									
	容畜防疫員		殺処分		農場消毒	車両消毒	搬出機込	埋却(焼却等)作業		消毒機									消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機	消毒機
	防疫員	防疫員	防疫員	防疫員				防疫員	防疫員																							
8	1	2	1	100		2	3	1	13	4	2	3	187	0	7	2	1	14	0	0	1	26	2	40	7	200	0	7	17	508	0	21
16	1	1	1	100		2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	180	0	7				
24	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7				
32	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7	15	450	0	21
40	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7				
48	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7				
56	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7	15	450	0	21
64	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7				
72	1		1			2	3	1	13	4	2	3	117	0	7	2	1	11	0	0	1	20	2	31	5	150	0	7				
80													0	0	0	0	1	11	0	0	1	20	2	31	2	33	0	0	2	33	0	0
88													0	0	0	0							0	0	0	0	0	0				
96													0	0	0	0							0	0	0	0	0	0				

(2) 発生状況確認検査

立入検査(24時間以内)	対象農場数	必要人員数		備考
		一般	獣医師	
1日目		1	1	HPAI：移動制限区域内、LPAI：制限区域内
2日目		0	0	
1日当たり最大必要人員数		1名	1名	

※班構成：獣医師1名、一般1名
※目安として調査農場数：2農場/班・日

(3) 消毒ポイント(総数) ※本表は自動計算式となっております。入力は下記の内訳表に行ってください。

日	消毒方法	ポイント数	1か所の人員数	必要人員数	動員内訳			備考	
					県	市町	団体		
1日目	動力噴霧器	4		60	12	36	12		
	動噴・マット併設	0		0	0	0	0		
	マット消毒	0		0	0	0	0		
				小計	60名	12名	36名	12名	
2日目	動力噴霧器	4		60	12	36	12		
	動噴・マット併設	0		0	0	0	0		
	マット消毒	0		0	0	0	0		
				小計	60名	12名	36名	12名	
3日目	動力噴霧器	4		60	12	36	12		
	動噴・マット併設	0		0	0	0	0		
	マット消毒	0		0	0	0	0		
				小計	60名	12名	36名	12名	
〇日目以降	動力噴霧器	0		0	0	0	0		
	動噴・マット併設	0		0	0	0	0		
	マット消毒	0		0	0	0	0		
				小計	名	名	名	名	

○ 22日の防疫措置

遺伝子検査判明（4：00 予定）
疑似患畜決定（7：00 予定）

【総務動員者確保班】

- 防疫作業従事者の現地支援センターへの集合（～5：40）
- 防疫作業従事者の防疫拠点への配置完了（～6：30）

【資材班】

- 資材の支援センターへの配置完了（～5：00）
- 資材の防疫拠点への配置完了（～5：40）
- 資材の消毒ポイントへの配置完了（～5：40）

【消毒ポイント班】

- 作業者の消毒ポイントへの配置完了（～6：30）
- 消毒ポイント設置完了（～7：00）

【埋却地班】

- 埋却用重機の配置完了（～6：00）

【その他】

- ホームページによる情報発信
- 相談窓口の設置
- 制限区域等の告示
- 疑似患畜決定のプレスリリース

健康危機管理本部の対応について

(1) 関係機関への情報提供

簡易検査陽性の報告を受け、直ちに、厚生労働省及び感染症対策広域連携協定を締結している九州・山口各県の感染症担当部局へ第 1 報として情報提供済み。

(2) 健康調査等

養鶏農場の従業者に対する健康調査

現地の佐世保市保健所で、従業者（ 5 人）に対する健康調査のため、職員が養鶏農場に向かい、鳥インフルエンザウイルス感染を疑う発熱、呼吸器症状、消化器症状を呈していないか調査を実施し、現在症状は見られていない。

健康調査の結果、無症状の場合は、健康観察として、1 日 2 回の体温測定および保健師による問診を 1 0 日間行う。

なお、適切な防護服を着用せず感染養鶏に直接接触した従業者については、本人の同意が得られた場合に抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行う。

万一、従業者に鳥インフルエンザを疑う症状があり、保健所長が鳥インフルエンザのまん延を防止する必要があると認める場合は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関（北松中央病院）に患者を移送し、適切な医療を提供する。

防疫作業従事者の健康管理と補助

防疫作業従事者の健康管理及び防護服着脱補助のため、県内の 1 0 箇所の保健所及び本庁福祉保健部の職員を対象として動員を行う。

現在、第 1 班として、37 人（疫学 2 名含む）の班を編成作業中であり、作業完了後、速やかに各保健所にへ要請する。

養鶏の鳥インフルエンザの遺伝子検査（県北家畜保健衛生所）で陽性であると確定した場合、直ちに、防疫作業を実施できるように、現地で作業従事者の体温・血圧等の健康チェック後、防護服の着衣、脱衣等の補助を行う。

健康調査資材の確保

健康調査等に要する体温計、手指消毒薬等の必要量を佐世保市保健所に確認中であり、不足がある場合は県立保健所から搬入予定。

抗インフルエンザウイルス薬の必要量を確保するため、これの払出しと運搬について、県央保健所に依頼するとともに薬務行政室に要請済み。

防疫作業従事者への注意喚起

集合場所では、保健所職員が、防疫作業従事者に対して、別紙 1 を用いて説明する。

防疫作業終了後も、1 0 日間の健康観察を実施する。

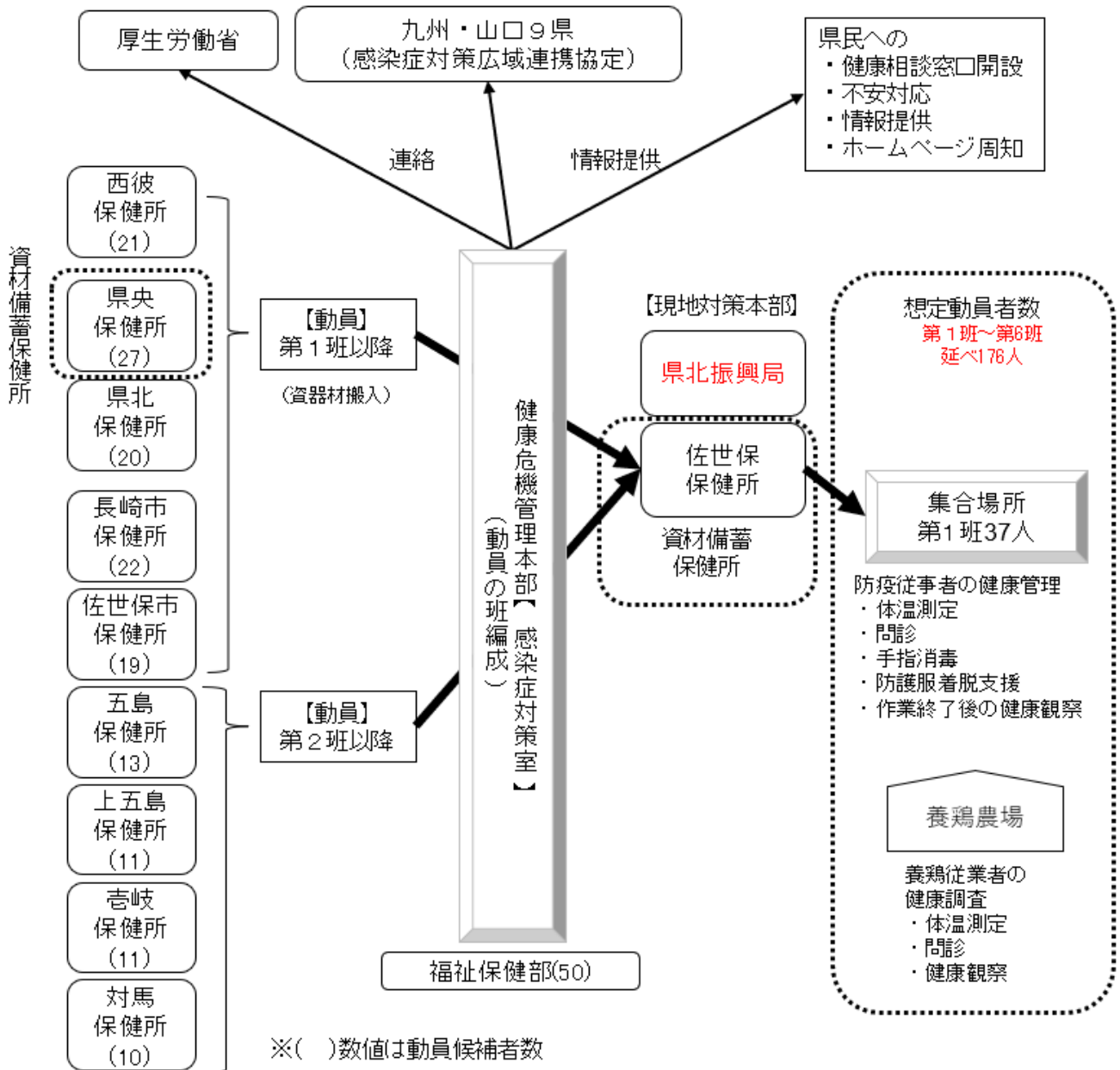
鶏舎に入り直接鳥を扱う防疫作業従事者のうち、作業中に着用している防護具に不備(マスク・ゴーグル・防護衣の破損等)があり、医師が必要と認めた者の同意が得られた場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(3) 県民への周知

一般の住民の方が、日常生活の中で鳥インフルエンザに感染することがないこと等、別紙 2 を用いてホームページ等により周知済み。

鳥インフルエンザの健康相談窓口は各保健所に設置済み。

健康危機管理本部の対応図



防疫作業に従事いただく皆様へ

防疫作業従事大変お疲れ様です。

鳥インフルエンザは、この病気にかかったトリと接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、そのトリのフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入ったりするなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入った場合に、ごくまれにかかることが知られています。

ヒトが鳥インフルエンザにかかったことが確認された例は、感染防御の対策を取らずに極めて無防備な状態で、鳥インフルエンザに感染したトリと濃厚な接触があった場合に限られます。

なお、防疫作業に従事するにあたって下記を熟読のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

防疫作業従事者除外基準に該当する方は防疫作業に従事できません。

【防疫作業従事者除外基準】

- ・慢性心疾患で通院加療中の者
- ・慢性呼吸器疾患で通院加療中の者（喘息を含む）
- ・慢性腎疾患の者
- ・免疫機能不全の者
- ・鳥アレルギーの者
- ・アルコール禁忌の者
- ・医師から重度の肉体労働を止められている者

（１）作業従事前の健康調査

防疫作業を行う前に保健所による健康調査を受けてください。事前に鳥インフルエンザ防疫従事者問診票の所定の事項に記入するとともに、体温を測定し記入してください。

（２）作業中の留意事項

脱水症を起こさないよう、十分に水分を取ってください。

作業中のけがや、気分や体調が悪くなった場合は無理をせず、すぐに申し出てください。

防護服等を脱ぐ際は、脱衣方法を守り、感染の防止に注意してください。

作業中、防護服等に不備があった場合、すぐに責任者に申し出るとともに指示に従って下さい。

（３）作業終了後の健康調査

作業終了後の健康状態を把握するため、健康調査を行います。

作業に従事した方は、必ず終了後の健康調査を受けてください。

（４）作業終了後の経過観察

最終作業日の翌日から10日間は、必ず健康観察（体温、呼吸器症状、その他自覚症状等）を行い、その結果を防疫作業従事者用体温記録用紙に記入してください。なお、健康観察期間終了後、当該記録用紙は作業従事者を出した各職場（課・地方機関）で取りまとめ後、保健所へ提出してください。

鳥インフルエンザ（ヒトの健康に関すること）

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

ヒトについては、この病気にかかった鳥類と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、触れたりすることによって、大量のウイルスが体内に入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。

日本では、この病気にかかった鶏等は安全に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはほとんどないことから、住民の皆さんが鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、A/H5 亜型のものと A/H7 亜型のものが知られています。

鳥インフルエンザと新型インフルエンザと関連

鳥インフルエンザ = 新型インフルエンザではありません。

鳥類に対して感染性を示す A 型インフルエンザウイルスによる感染症が、鳥インフルエンザです。一方、新型インフルエンザは、既知の鳥インフルエンザウイルスや豚インフルエンザウイルスの遺伝子の変異し、ヒトからヒトへと効率よく感染する能力を獲得した、新たな遺伝子を持つインフルエンザウイルスによる感染症です。

鳥インフルエンザの御相談窓口

鳥インフルエンザについて、ご相談は最寄の保健所までお尋ねください。

保健所名	所在地	電話番号	保健所名	所在地	電話番号
西彼保健所	長崎市滑石 1-9-5	095-856-5059	五島保健所	五島市福江町 7-2	0959-72-3125
県央保健所	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3306	上五島保健所	新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
県南保健所	島原市新田町 347-9	0957-62-3289	老岐保健所	老岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
県北保健所	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	対馬保健所	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市保健所	長崎市桜町 6-3	095-829-1153	佐世保市保健所	佐世保市高砂町 5 - 1	0956-25-9646

「食品安全・安心対策本部」の対応について

1. 食鳥処理場における確認事項

(1) 発生農場からの本日の搬入状況

処理場の名称	所在地	搬入の有無	羽数	措置状況
A処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
B処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
C処理場	島原市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
D処理場	佐世保市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	

(2) 本日の検査状況

処理場の名称	異常の有無	異常の状況
A処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
B処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
C処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
D処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

※食鳥検査：生体時に外観や動作に異常がないか、死んでいる鶏が異常に多くないかといったことの確認及び解体後に内臓等に病変がないかといった検査を実施。

2. 鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止

(1) ホームページ、チラシ等による啓発

内閣府食品安全委員会が示している考え方にに基づき啓発を実施
(別添チラシ(4p)参照)

(2) 相談窓口の設置

食品安全・消費生活課、県立保健所に設置

(注)
鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えられています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

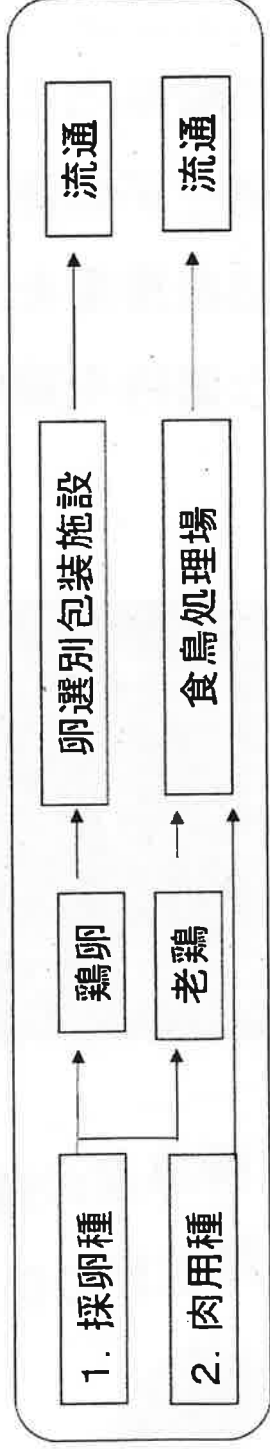
☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気がかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



ご安心ください、流通している 鶏肉や鶏卵は安全です。

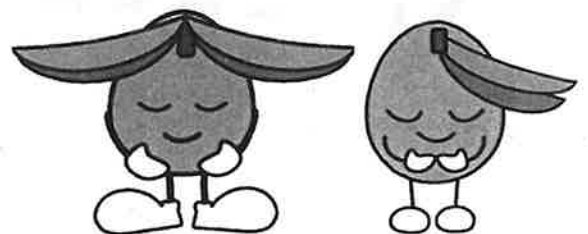
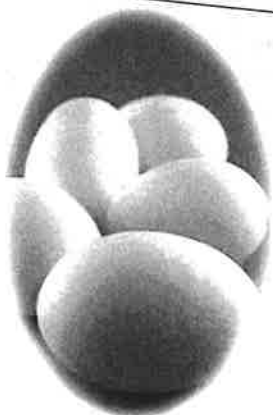
長崎県内において「高病原性鳥インフルエンザ」の発生が確認されておりますが、長崎県では徹底した防疫措置を講じており、感染拡大の防止と安全・安心な鶏肉や鶏卵の供給を図っております。



これまで、鶏肉や鶏卵を食べることにより鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。



長崎県産の鶏肉・鶏卵の利用や
風評被害の防止にご理解ご協力をお願いします。



 長崎県

発行：長崎県 食品安全・消費生活課
(電話 (095) 895-2366)

野鳥等における鳥インフルエンザの対応について

1. 本県における野鳥に係る鳥インフルエンザの調査状況

(1) 死亡野鳥等調査

○環境省が定める対応レベル※に応じた死亡野鳥等調査を実施する。

※対応レベル：3（国内複数箇所発生時）（12/21 現在）

<本年度実績>（12/21 現在）

○陽性 2件

回収日	発見場所	確認種	検査結果	対応
11/25	諫早市森山町本村 （森山干拓地）	ナベツル	遺伝子検査陽性 高病原性鳥イン フルエンザ（H5 亜型）	野鳥監視重点区域（環境省設定） 内で監視実施 <結果> ・異常は認められていない
11/28	諫早市森山町下井 牟田（旧干拓地）	ナベツル	遺伝子検査陽性 高病原性鳥イン フルエンザ（H5 亜型）	

○陰性 7件

※12/6 疑似患畜が確認された佐賀県武雄市の家きん農場周辺 10km に環境省により設定された野鳥監視重点区域において、ガンカモ飛来地を中心に監視を実施し、異常は認められていない。

※12/21 佐世保市江迎町養鶏場の死亡事例において疑似患畜が確認された場合、環境省により発生箇所周辺 10km 圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化することとなる。

(2) 野鳥糞便採取調査

○対象種：カモ類等

実施日	実施者	実施場所	検査検体数	結果
R4.11.4	県	諫早湾干拓調整池	100	陰性
R4.12.6	環境省	対馬市上県町佐護	55	検査中
R5.1（予定）	県	諫早湾干拓調整池	100（計画数）	—
R5.1（予定）	環境省	対馬市巖原町内山	未定	—

2. 死亡野鳥等に対する県民の皆様へのお願いについて

○野鳥との接し方については、新聞、ラジオ、HP 等において以下のとおり周知している。

県民の皆様へのお願い（野鳥との接し方について）

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。

正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県庁、最寄りの県振興局総務課、市役所または町役場へご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

【県の連絡先】

連絡先(担当部局)	代表電話	直通電話
県庁県民生活環境部 自然環境課	代表095-824-1111	自然環境課095-895-2381
島原振興局管理部総務課	代表0957-63-0111	総務課0957-63-5036
県北振興局管理部総務課	代表0956-23-4211	総務課0956-22-0374
五島振興局管理部総務課	代表0959-72-2121	総務課0959-72-4852
壱岐振興局管理部総務課	代表0920-47-1111	総務課0920-47-4396
対馬振興局管理部総務課	代表0920-52-1311	総務課0920-52-1206

3. その他

県内の鳥類の展示施設（8施設）について異常がないことを確認済み。